平成28年度の奈良市の教育・保育の提供体制について

奈良市子ども未来部子ども政策課 平成28年3月24日

			施設名	
基準		基準の内容	こだま保育園	
学級編制に 関する基準	1	満3歳以上の園児について学級を編制し、 1学級の園児数は35人以下を原則とする	申請内容 2·3号 1号 合計 学級 0歳児 15人 15人 1歳児 15人 15人 2歳児 15人 15人 3歳児 15人 5人 20人 1 4歳児 15人 5人 20人 1 5歳児 15人 5人 20人 1 合計 90人 15人 105人 3	適否
	1	各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上配置すること (専任の副園長、教頭が兼任可。専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可)	学級数: 3 学級 保育教諭数: 5 人 講師: 0 人	0
		教育・保育の直接従事職員の配置	常勤 19人 配置予定職員数 非常勤 1人	
職員に関する基準	2	以下で算出した員数以上であること (O歳児×1/3) + (1歳児+2歳児) ×1/6 + (3歳児×1/20) + (4歳児 +5歳児) ×1/30 の少数点以下を四捨五入	【配置基準】	0
	3	調理員を必置すること (調理業務を委託する場合は不要)	調理員 常勤2人·非常勤1人	0
	1	園舎は2階建以下を原則 (特別の事情により3階以上も可)	階数: 2 階	0
	2	保育室等は原則1階に設置すること	保育室: 1階・2階・3階	0
	3	園舎・園庭は同一敷地内又は隣接地に設置	同一敷地内	0
	4	園舎面積 (幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満 児に係る部分に限る)を合算した面積以 上であること)	必要面積 523.95 m ² 実面積 722.82 m ²	0
設備に関す る基準	5	園庭面積 ①満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所 基準のいずれか大きい方の面積 ②満2歳児に係る保育所基準による面積 を合算した面積以上であること	必要面積 449.5 m ² 実面積 976.0 m ²	0
		保育室等の面積	必要面積 実面積 乳児室・	
	6	(乳児室、ほぶく室、保育室または遊戯室の面積が保育所基準による面積以上であること)	れた至・ ほふく室 74.25 ㎡ 95.0 ㎡ 保育室または 遊戯室 148.5 ㎡ 259.18 ㎡	0
		以下の設備が備わっていること 職員室	有り	0
	7	保健室	有り	0
		調理室	有り	0

		施設名		施設名		施設名	
	基準の内容	仮称 YMCA西大寺南保育園 (平成28年4月1日開設予定)		仮称ニチイキッズ伏見菅原保育園 (平成28年4月1日開設予定)		仮称奈良すこやか保育園 (平成28年4月1日開設予定)	
			適否		滴丕	申請内容	適否
1	運営主体	社会福祉法人 奈良YMCA福祉会		株式会社 ニチイ学館		特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル	
2	定員	0歳児:6名、1歳児:6名、2歳児:7名 計19名		0歳児:6名、1歳児:6名、2歳児:7名 計19名		0歳児:6名、1歳児:6名、2歳児:7名 計19名	
3	連携施設	施設名 YMCAあきしの保育園 住所 秋篠新町338番地 運営主体 社会福祉法人 奈良YMCA福祉会 ○ 集団保育体験 ○ 代替保育の提供 ○ 小規模保育卒園後の受皿 ○ 相談・助言支援	0	施設名 西大寺保育園 1 住所 西大寺芝町一丁目1の4番地運営主体 宗教法人 西大寺 施設名 ひかり幼稚園 2 住所 赤膚町1032 運営主体 学校法人 ひかり学園 1・2 集団保育体験 2 代替保育の提供 2 小規模保育卒園後の受皿 1・2 相談・助言支援	0	施設名 こだま保育園	0
	保育の直接従事職員の配置	配置予定職員数 常勤 7人 非常勤 0人		常勤 7人 配置予定職員数 非常勤 3人		就	
4	以下で算出した員数以上であること (O歳児×1/3) + (1歳児+2歳児)×1/6 の小数点以下を四捨五入に1加えた数	【配置基準】 0歳 6人÷ 3人 = 2.0人 1·2歳 13人÷ 6人 = 2.1人 +1	0	【配置基準】 0歳 6人÷ 3人 = 2.0人 1·2歳 13人÷ 6人 = 2.1人 +1	0	【配置基準】 0歳 6人÷ 3人 = 2.0人 1·2歳 13人÷ 6人 = 2.1人 +1	0
		合計 5人		合計 5人		合計 5人	
5	食事の提供について (調理員及び調理設備の必置。ただし、調理業務を 委託する場合は調理員不要)	調理員1人・調理設備あり	0	調理員2人・調理設備あり	0	調理業務委託・調理設備あり	0
6	保育室等の設置階数 (建物が耐火建築物または準耐火建築物であること 等の一定基準を満たす場合は2階以上可)	保育室等: 1階 · 2階 · 3階 ※耐火建築物 常用:屋内階段 避難用:屋外傾斜路	0	保育室等: 1階 · 2階 · 3階	0	保育室等: 1階 · 2階 · 3階	0
7	屋外遊戯場 (事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所 を含む)	隣接地(施設から5m)	0	西大寺南区域4号公園(施設から220m)	0	法華寺東町街区公園(施設から20m)	0
8	園庭面積 (満2歳児に係る保育所基準による面積以上である こと)	必要面積 23.1 m² 実面積 32.6 m²	0	必要面積 23.1 m ² 実面積 2,011 m ²	0	必要面積 23.1 ㎡ 実面積 1,705.35 ㎡	0
9	保育室等の面積 (乳児室・ほふく室、保育室または遊戯室の面積が 基準面積以上であること)	必要面積 実面積 乳児室・ ほふく室 39.6 ㎡ 49.8 ㎡ 保育室または 遊戯室 13.86 ㎡ 40.5 ㎡	0	必要面積 実面積 乳児室・ ほふく室 39.6 ㎡ 48.819 ㎡ 保育室または 遊戯室 13.86 ㎡ 17.261 ㎡	0	必要面積 実面積 乳児室・ ほふく室 39.6 ㎡ 50.86 ㎡ 保育室または 遊戯室 13.86 ㎡ 30.72 ㎡	0

3-1 中央区域の教育・保育施設の配置状況と利用定員(案)について

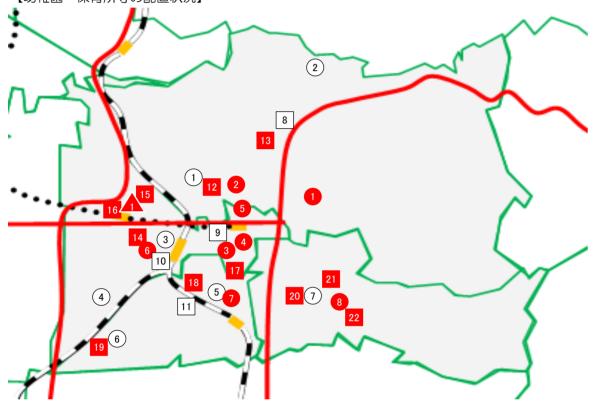
【位置図】



【5年間の量の見込み】

しているのである。									
	3	号	2	号					
	O歳	1•2歳	保育	教育	1号				
H27	227	774	841	103	1,097				
H28	231	780	832	101	1,084				
H29	233	788	818	100	1,065				
H30	230	777	808	99	1,053				
H31	225	767	794	97	1,035				

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の確保に係る平成28年4月の設置状況】※予算措置分に限る

- (1) 市立幼保施設の再編
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (2) 市立幼保施設の民営化
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (3) 地域型保育事業の活用
 - ・ 小規模保育事業所の設置(1箇所)
- (4) 既存の私立施設の拡大
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし

【平成28年度の確保方策の内訳】

■ 性定教育 • 保育施設

(平成28年3月現在)

■特认	E教育•保育施設								(平成28年3月現在)
					利	用定員(人)		
No	施設名	公私	施設種別	3	号	2号	1号	合計	備 考
				O歳	1・2歳	25	15		
1	佐保幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
2	鼓阪北幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	〇平成28年4月より休園
3	大宮幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	140	140	0
4	大安寺西幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
5	済美幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
6	大安寺幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
7	飛鳥幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
8	若草保	公	保育所	12	30	58	-	100	
9	三笠保	公	保育所	20	40	60	-	120	
10	大宮保	公	保育所	20	60	120	-	200	
11	春日保	公	保育所	20	60	120	-	200	
12	愛の園保	私	保育所	3	18	39	-	60	
13	佐保山保	私	保育所	20	100	180	-	300	
14	こまどり保	私	保育所	20	42	63	-	125	
15	佐保川保	私	保育所	25	60	90	-	175	
16	新大宮駅前みどりの園保	私	保育所	15	30	45	-	90	
17	奈良ルーテル保	私	保育所	12	34	54	-	100	
18	すまいる保	私	保育所	9	30	51	-	90	
19	あいづ保	私	保育所	10	44	66	-	120	
20	極楽坊保	私	保育所	15	105	180	-	300	
21	みのり保	私	保育所	20	55	90	-	165	
22	あけぼの会夜間保	私	保育所	6	12	22	-	40	
	特定教育•保	育施設 台	計	227	720	1,238	560	2,745	

■確認を受けない幼稚園

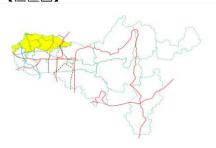
					直近3年	間の児童	数の平均		
No	施設名	公私	施設種別	3	号	2号	1号	合計	備 考
				O歳	1・2歳	J V	15		
1	東大寺学園幼	私	幼稚園	-	-	-	117	117	•
2	奈良育英幼	私	幼稚園	-	-	-	49	49	•
3	いさがわ幼	私	幼稚園	-	-	-	110	110	•
4	親愛幼	私	幼稚園	-	-	-	112	112	•
5	奈良カトリック幼	私	幼稚園	-	-	-	113	113	•
6	奈良保育学院付属幼	私	幼稚園	-	-	-	80	80	•
7	愛染幼	私	幼稚園	-	-	-	80	80	•
8	奈良教育大学附属幼	玉	幼稚園	-	-	-	134	134	•
	確認を受けない	ハ幼稚園	合計	0	0	0	795	795	

■特定地域型保育事業

- 197									
					利	用定員(人	<i>、</i>)		
No	施設名	公私	施設種別	3	号	2号	1号	合計	備 考
				O歳	1・2歳	7	15		
1	奈良すこやか保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19	▲平成28年4月開所
	特定地域型保育事業の合計				13	0	0	19	

3-2 西部北区域の教育・保育施設の配置状況と利用定員(案)について

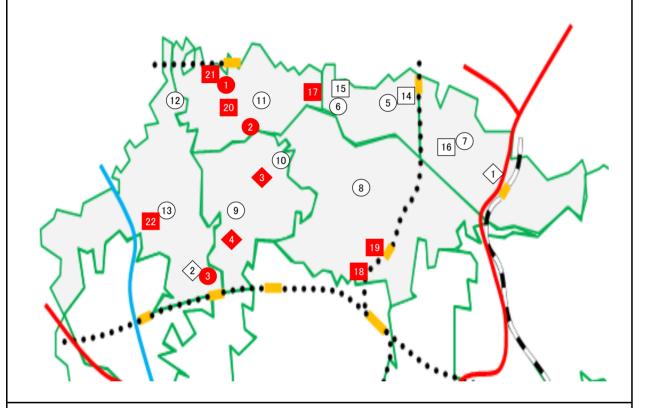
【位置図】



【5年間の量の見込み】

【0年間の里の元色の】										
	3	号	2	号						
	O歳	1•2歳	保育	教育	1号					
H27	127	485	769	126	1,256					
H28	126	481	760	124	1,239					
H29	124	485	749	121	1,222					
H30	123	477	739	121	1,205					
H31	120	470	726	118	1,184					

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の確保に係る平成28年4月の設置状況】※予算措置分に限る

- (1)市立幼保施設の再編
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (2) 市立幼保施設の民営化
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (3) 地域型保育事業の活用
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (4) 既存の私立施設の拡大
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし

【平成28年度の確保方策の内訳】

■特定教育•保育施設

(平成28年3月現在)

- 197	E教育·保育施設								(平成28年3月現在)
					利	用定員(人)		
No	施設名	公私	施設種別	3	号	2号	1号	合計	備 考
				O歳	1・2歳	25	15		
1	左京こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	15	155	170	◇平成27年4月移行
2	青和こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	40	130	170	◇平成27年4月移行
3	奈良認定こども園学園前学園	私	幼保連携型認定こども園	20	70	120	40	250	◆平成27年4月移行
4	鶴舞保育園	私	幼保連携型認定こども園	12	56	84	3	155	◆平成27年4月移行
5	右京幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
6	神功幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
7	朱雀幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
8	平城幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	140	140	0
9	鶴舞幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
10	平城西幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
11	東登美ヶ丘幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
12	登美ヶ丘幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
13	二名幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
14	右京保育園	公	保育所	20	60	120	-	200	
15	神功保育園	公	保育所	15	38	67	-	120	
16	朱雀保育園	公	保育所	18	52	90	_	160	
17	みずほ保育園	私	保育所	3	22	45	-	70	
18	あかね保育園	私	保育所	20	40	60	-	120	
19	YMCAあきしの保育園	私	保育所	11	31	48	-	90	
20	中登美保育園	私	保育所	20	60	120	_	200	
21	学研奈良ピュア保育園	私	保育所	6	30	54	-	90	
22	桜華保育園	私	保育所	15	40	65	-	120	
	特定教育•保	育施設 台	計	160	499	928	1,028	2,615	

■確認を受けない幼稚園

- 000	心と文ラルのいめに出										
					直近3年間の児童数の平均						
No	施設名	公私	施設種別	3	믕	2号	1号	合計		備	考
				O歳	1・2歳	25	15				
1	奈良学園幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	109	109	•		
2	登美が丘カトリック幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	220	220	•		
3	奈良女子大学附属幼稚園	玉	幼稚園	-	-	-	148	148	•		
	確認を受けない幼稚園 合計				0	0	477	477			

■特定地域型保育事業 ・・・ なし

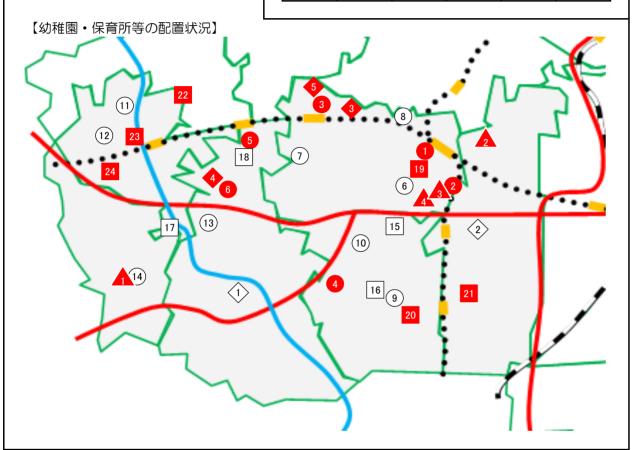
3-3 西部南区域の教育・保育施設の配置状況と利用定員(案)について

【位置図】



【5年間の量の見込み】

して「同の主の力」と									
	3	号	2	号					
	O歳	1•2歳	保育	教育	1号				
H27	207	669	1,027	303	1,723				
H28	210	669	1,013	299	1,701				
H29	212	675	995	293	1,671				
H30	209	664	987	291	1,655				
H31	205	656	968	284	1,625				



【提供体制の確保に係る平成28年4月の設置状況】※予算措置分に限る

- (1) 市立幼保施設の再編
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (2) 市立幼保施設の民営化
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (3) 地域型保育事業の活用
 - ・ 小規模保育事業所の設置(2箇所)
- (4) 既存の私立施設の拡大
 - ・ 私立保育園の幼保連携型認定こども園移行(1箇所)

【平成28年度の確保方策の内訳】

■ 特定教育 • 保育施設

(平成28年3月現在)

■行人	E教育·保育施設								(平成28年3月現在)
					利	用定員(人)		
No	施設名	公私	施設種別	3	号	2号	1号	合計	備 考
				O歳	1・2歳	25	15		
1	富雄南こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	-	30	140	170	\Diamond
2	都跡こども園	公	幼保連携型認定こども園	1	-	30	140	170	\Diamond
3	奈良認定こども園あやめ池学園	私	幼保連携型認定こども園	19	38	65	21	143	*
4	奈良認定こども園富雄学園	私	幼保連携型認定こども園	15	30	45	28	118	*
5	こだま保育園	私	幼保連携型認定こども園	15	30	45	15	105	◆平成28年4月移行
6	伏見幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	140	140	0
7	あやめ池幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
8	西大寺北幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	140	140	0
9	六条幼稚園	公	幼稚園	1	-	-	105	105	0
10	伏見南幼稚園	公	幼稚園	1	-	-	70	70	0
11	富雄北幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	140	140	0
12	鳥見幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
13	三碓幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
14	富雄第三幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
15	伏見保育園	公	保育所	20	60	120	-	200	
16	京西保育園	公	保育所	18	52	90	-	160	
17	富雄保育園	公	保育所	18	46	96	-	160	
18	学園南保育園	公	保育所	20	60	120	-	200	
19	西大寺保育園	私	保育所	12	42	66	-	120	
20	西ノ京みどりの園保育園	私	保育所	15	30	45	-	90	
21	西の京さくら保育園	私	保育所	15	35	60	-	110	
22	そら保育園	私	保育所	10	23	57	-	90	
23	とみお駅前保育園	私	保育所	12	39	75	-	126	
24	.4 西奈良ルーテル保育園 私 保育所			15	42	63	-	120	
	特定教育•保	育施設 含	S計	204	527	1,007	1,219	2,957	

■確認を受けない幼稚園

	心と文フない的作風									
					直近3年	F間の児童	数の平均			
No	施設名	公私	施設種別	3	믕	2号	1号	合計	備考	
				O歳	1・2歳	25	15			
1	西大寺幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	248	248	•	
2	奈良大学附属幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	194	194	•	
3	近畿大学附属幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	148	148	•	
4	ひかり幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	146	146	•	
5	帝塚山幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	129	129	•	
6	学園前ネオポリス幼稚園	私	幼稚園	-	-	-	161	161	•	
	確認を受けない	0	0	0	1,026	1,026				

■特定地域型保育事業

■付足地以主体有事未									
	施設名	公私	施設種別		利	用定員(人			
No				3号		2号	1号	合計	備 考
				O歳	1・2歳	25	15		
1	ひだまり保育室	私	家庭的保育事業	1	4	-	-	5	▲富雄第三幼稚園内
2	佐紀こだま保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19	A
3	YMCA西大寺南保育園	私	小規模保育事業	6	13	-	-	19	▲平成28年4月開所
4 ニチイキッズ伏見菅原保育園 私 小規模保育事業		6	13	1	-	19	▲平成28年4月開所		
特定地域型保育事業の合計					43	0	0	62	

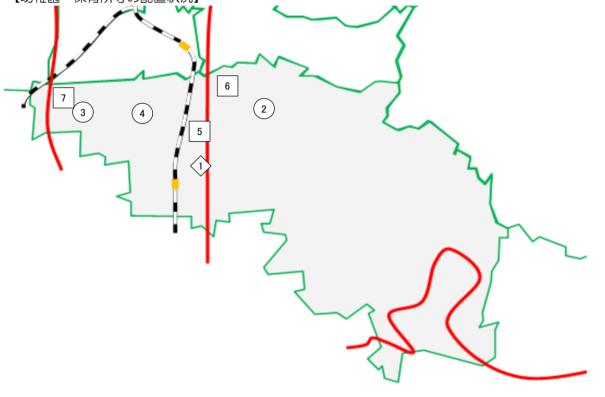
3-4 南部区域の教育・保育施設の配置状況と利用定員(案)について

【位置図】



【5年間の量の見込み】 2号 1号 O歳 1・2歳 教育 H27 45 163 293 215 H28 45 168 289 33 212 172 33 H29 44 285 209 H30 44 169 281 32 207 H31 43 167 277 203

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の確保に係る平成28年4月の設置状況】※予算措置分に限る

- (1) 市立幼保施設の再編
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (2) 市立幼保施設の民営化
 - ・ 平成28年4月は対象施設なし
- (3) 地域型保育事業の活用
 - 対象外
- (4) 既存の私立施設の拡大
 - 対象外

【平成28年度の確保方策の内訳】

■特定教育•保育施設

(平成28年3月現在)

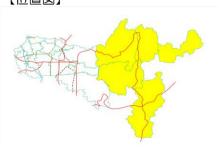
=197	■行足教育·休育肥政 (平成20年3万坑正)								
	施設名	公私	施設種別		利	用定員(人			
No				3	음	2号	1号	合計	備 考
				O歳	1・2歳	25	15		
1	帯解こども園	公	幼保連携型認定こども園	12	42	75	41	170	\Diamond
2	東市幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
3	辰市幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
4	明治幼稚園	公	幼稚園	-	-	1	70	70	0
5	都南保育園	公	保育所	12	30	58	-	100	
6	高円保育園	公	保育所	18	52	90	-	160	
7	辰市保育園	公	保育所	18	52	90	-	160	
	特定教育•保	60	176	313	251	800			

■確認を受けない幼稚園 ・・・ なし

■特定地域型保育事業 ・・・ なし

3-5 東部区域の教育・保育施設の配置状況と利用定員(案)について

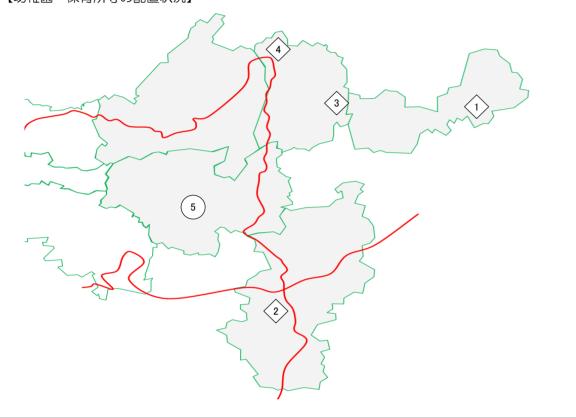
【位置図】



【5年間の量の見込み】

し、自己を主の方法の方									
	3	号	2						
	O歳	1•2歳	保育	教育	1号				
H27	8	42	117	4	75				
H28	8	42	117	4	75				
H29	8	42	114	3	74				
H30	7	41	114	4	73				
H31	7	40	112	4	71				

【幼稚園・保育所等の配置状況】



【提供体制の確保に係る平成28年4月の設置状況】※予算措置分に限る

- (1)市立幼保施設の再編
 - ・ 市立布目こども園設置
 - ・ 市立柳生こども園設置
- (2) 市立幼保施設の民営化
 - 対象外
- (3) 地域型保育事業の活用
 - 対象外
- (4) 既存の私立施設の拡大
 - 対象外

【平成28年度の確保方策の内訳】

■特定教育・保育施設

(平成28年3月現在)

- 197	■特定教育·体育地域 (十級20年3万坑正/								
		公私	施設種別		利	用定員(人			
No	施設名			3号		2号	1号	合計	備 考
				O歳	1・2歳	45	15		
1	月ヶ瀬こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	15	30	15	60	\Diamond
2	都祁こども園	公	幼保連携型認定こども園	10	35	75	40	160	\Diamond
3	布目こども園	公	幼保連携型認定こども園	5	11	30	14	60	◇平成28年4月移行
4	柳生こども園	公	幼保連携型認定こども園	-	9	27	14	50	◇平成28年4月移行
5	田原幼稚園	公	幼稚園	-	-	-	70	70	0
	特定教育・保育施設 合計					162	153	400	

■確認を受けない幼稚園 ・・・ なし

■特定地域型保育事業 ・・・ なし

子ども条例部会の開催について

(第13回奈良市子ども・子育て会議資料)

平成28年3月24日 奈良市子ども未来部子ども政策課

1 平成28年度「奈良市子ども会議」(案)について

(★)部分が、平成27年度奈良市子ども会議からの変更/追加事項となります。

(1) 趣旨

奈良市では、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第12条に基づき子どもが意見表明をし、 参加する場として奈良市子ども会議を開催する。

(2) 開催日時及び場所

回	開催日	開催時間	場所
第1回			
第2回			
第3回	未定	午前10時から正午まで	奈良市役所内会議室(予定)
第4回			
第5回			

[※] 開催日の詳細は未定ですが、子どもたちが参加しやすい夏休み期間を中心に開催します。

(3) 参加者

10歳から17歳まで(平成28年4月1日現在)の子ども30名程度を募集する。なお、応募者多数の場合は抽選とする。

【募集方法】

- ① 奈良市内の各学校(小学校・中学校・高等学校等)に参加者募集の案内チラシを配布。
- ※ 公立の小(5,6年生)・中・高等学校に対しては、募集チラシを1人1枚ずつ配布。(★)
- ※ その他の国、私立の小(5、6年生)・中・高等学校等に対しては、校内掲示用にチラシ (30部程度)を配布。
- ② 奈良市しみんだより、奈良市公式ホームページに募集記事掲載。
- ③ 平成27年度奈良市子ども会議参加者への案内。
- ④ 奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」への募集記事掲載。 等

【応募方法】

次の必要事項を記入し、平成28年●●月●●日(●)までに郵送、持参、FAX、メールで奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。

(必要事項)

·住所 ·Eメールアドレス

・氏名(ふりがな)・性別

·年齢・学校名/学年(働いている場合は勤務先)

・電話番号・話し合いたいテーマ(★)

·FAX番号

(参考)

平成27年度奈良市子ども会議応募者数及び参加者数 42名

(4) 進行及びサポート

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように、専門のファシリテーターを配置する。

平成28年度奈良市子ども会議ファシリテーター

未定

(参考)

平成27年度奈良市子ども会議ファシリテーター

特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所

関西事務所長 浜田 進士 氏

(5) サポーター

子どもたちの補助等を行うサポーターとして、奈良市内に在住又は在学している大学生等を5名 程度募集する。

【募集方法】

- ① 平成27年度奈良市子ども会議に参加したサポーターへの案内。
- ② 市内の大学等を通じて周知。
- ③ 学校を通じて奈良市スクールサポーターに周知。 等

【応募方法】

次の必要事項を記入し、平成28年●●月●●日(●)までに郵送、持参、FAX、メールで奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。

(必要事項)

· 住所 · FAX番号

·氏名(ふりがな) ·Eメールアドレス

·年齡··性別

·電話番号 · 学校名/学年

(参考)

平成27年度奈良市子ども会議サポーター応募者数 3名

(6) テーマ・内容

奈良市子ども会議は、これに参加する子どもの自主性及び自発的な取組により運営されるものとするため、子どもたちが話し合ってテーマを設定し、意見を出し合い、それをまとめる内容とする。 なお、テーマを決める際は、前回の「平成27年度奈良市子ども会議」報告書を参考としてもらい、子どもたちが昨年度のテーマを継続して話し合うこともできるようにする。 (★)

(7) 意見の提出及びそれに対する回答

奈良市子ども会議でまとめた意見を市長に提出する機会を設ける。提出された意見に対しては、 奈良市としての回答を作成し、その回答を子どもたちに説明する機会も設ける。

(8) 公開

奈良市子ども会議は、原則的に公開で実施するものとし、参加者の募集段階からその旨を示し、 参加者とその保護者から公開の承諾書を提出してもらう。

(9) その他

- ・参加者にお菓子やジュース類を用意する。
- ・参加者の参加に係る経費(交通費等)は自己負担のため、参加1回につき、500円の図書カードを配布する。

(10) 第2回子ども条例部会において出された主なご意見等(抜粋)

「議題(奈良市子ども会議の検証について)]

- ・ 募集チラシに子ども会議の成果等を掲載すれば、子ども会議の魅力が伝わるのではないか。
- 開催時期や回数、時間等については特に変更する必要はないのではないか。
- ・ 参加者募集を各学校に案内する際にせめて6年生だけでも募集チラシを1人1枚ずつ配 布した方がいいのではないか。
- ・ 学校だけでなく、PTAにも参加者募集の案内をすれば協力してもらえるのではないか。
- ・ 話し合うテーマを一つにすることについては、一つにしていればテーマについてより具体的に話し合うこともできるが、その一方で、他のことについて話し合いたい参加者もいるので、メリットもデメリットもある。
- ・ テーマを大人の側で絞ってしまうのはよくないと思う。テーマは事前に決めるのではなく、子どもたちに自由に考えてもらう方がいいのではないか。
- ・ テーマについては、例えば、今年度出された意見の中から来年度も継続して話し合うテーマをつくり、それとは別に新たなテーマを考えてもらうという2本柱にしてはどうか。
- ・ テーマについては、募集の段階で提案してもらい選考するとか、前年度のテーマを参考 に紹介するとかの方法をとれば、テーマの押し付けにはならないのではないか。
- ・ 応募を受け付けた子どもたちには昨年度の内容を事前に見てもらったり、また、昨年度 の参加者が参加して話し合う等のことをすれば前年度との継続がうまくいくのではない か。
- ・ 開催回数について、子どもたちは塾や部活等で忙しいので、夏休みに集中して5回開催 の方がいいのではないか。
- ・ 広報について、子どもへのアンケート結果を見ても、チラシを見てや、学校での案内から応募した子どもが多いので、来年度もそれを踏まえて広報をしてもらいたい。
- ・ テーマについては、一方で1つのテーマを深めていき、もう一方では新しい発想を持た せていくことが望ましいのではないか。
- ・ 広報について、子ども会議の広報は子ども条例の広報にも関わってくるので重要であり、しっかり行うことが大事ではないか。
- ・ 子ども会議で出された意見に対する回答を行う際には、関係各課を交えての座談会のよ うなやりとりをしてみてはどうか。また、継続したテーマで進めていく場合、関係する 団体も関わってやってみてはどうか。

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(平成26年奈良市条例第51号。 以下「条例」という。)第12条に規定する奈良市子ども会議(以下「子ども会議」という。) の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
 - (2) その他必要と認める事項

(参加者)

- 第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであって、原則として11歳以上18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求める ものとする。

(運営)

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項の規定に基づき子ども会議において決定する。

(支援)

- 第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。
 - (1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
 - (2) 子ども会議への子どもの参加の促進
 - (3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

(市長への意見の提出)

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見を まとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第7条 子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(参考) 奈良市子ども会議実施に関する方針

第1目的

この方針は、奈良市子ども会議(以下「会議」という。)が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

第2 定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子ども参加者 原則として11歳以上18歳未満であるものを対象に公募等により選考した 者をいう。
- (2) ファシリテーター 会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポーター及び市への助言や調整を行う者をいう。
- (3) サポーター 子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

第3 留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポーターとの良好な関係の構築に努めること。
- (2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。
- (3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子ども参加者に過度な負担がかからないように努めること。
- (4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。
- (5) 会議において知り得た子ども参加者の個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的 に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

第4 市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

第5 提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

第6 公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

附 則

この方針は、平成27年6月4日から施行する。



~ ぼくたち、わたしたちの声が「奈良のまち」を変える~

奈良市子ども会議は、平成27年4月に施行された「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」に規定されているもので、子どもにやさしいまちづくりについて子どもたち自身に話し合ってもらうための集まりです。 全5回の日程終了後に参加者のみなさんから奈良市長への意見報告会を開催する予定です。

開催日時 平成28年●●月●●日(●)、●●月●●日(●)、●●月●●日(●)

●●月●●日(●)、●●月●●日(●)

いずれも午前10時から正午まで。(できるだけすべての回に参加してください。)

開催場所 奈良市役所 ●●棟●階 第●●会議室

対象者 10歳から17歳までの人。募集人数は30人程度。

(年齢は平成28年4月1日現在。)

応募方法 裏面の応募用紙を記入し、郵送・持参・FAX・メールで奈良市子ども政策課まで

提出してください。

提出期限 平成28年●●月●●日(●)まで

※ 応募者多数の場合のみ抽選を行います。

※ メールで応募される場合は本文に裏面の応募用紙にある必要事項を記入し送付してください。

問合せ 奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話: 0742-34-4792 FAX: 0742-34-4798

電子メール: kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



QRコード これまでの取組についてはコチラ

☆ 昨年度の奈良市子ども会議の様子 ☆









奈良市子ども会議 応募用紙

氏名(ふりがな): (男 ・ 女)

学校名: 学年: 年 年齢: 歳

住 所: 〒 -

電話番号: - - - FAX番号: - - - -

メールアドレス:

勤務先(働いている人はこちら):

この奈良市子ども会議で話し合いたいテーマがあれば書いてください。

※ 奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますのでご承諾くださいますようお願い申し上げます。

(後日、参加者ご本人と保護者様には承諾書にご署名いただきます。)



~ ぼくたち、わたしたちの声が「奈良のまち」を変える~

奈良市子ども会議は、平成27年4月に施行された「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」に規定されているもので、子どもにやさしいまちづくりについて子どもたち自身に話し合ってもらうための集まりです。 全5回の日程終了後に参加者のみなさんから奈良市長への意見報告会を開催する予定です。

開催日時 平成28年●●月●●日(●)、●●月●●日(●)、●●月●●日(●)

●●月●●日(●)、●●月●●日(●)

いずれも午前10時から正午まで。(できるだけすべての回に参加してください。)

開催場所 奈良市役所 ●●棟●階 第●●会議室

対象者 小学5年生から高校3年生までの人。募集人数は30人程度。

応募方法 裏面の応募用紙を記入し、郵送・持参・FAX・メールで奈良市子ども政策課まで

提出してください。

提出期限 平成28年●●月●●日(●)まで

※ 応募者多数の場合のみ抽選を行います。

※ メールで応募される場合は本文に裏面の応募用紙にある必要事項を記入し送付してください。

問合せ 奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話: 0742-34-4792 FAX: 0742-34-4798

電子メール: kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



QRコード これまでの取組についてはコチラ

☆ 昨年度の奈良市子ども会議の様子 ☆









奈良市子ども会議 応募用紙

氏名(ふりがな): (男 ・ 女)

住 所: 〒 -

電話番号: — — — FAX番号: — — — —

メールアドレス:

この奈良市子ども会議で話し合いたいテーマがあれば書いてください。

※ 奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますのでご承諾くださいますようお願い申し上げます。

(後日、参加者ご本人と保護者様には承諾書にご署名いただきます。)

「奈良市子ども・子育て支援推進本部」の設置について

(第13回奈良市子ども・子育て会議資料)

平成28年3月24日

奈良市子ども未来部子ども政策課

1. 設置の目的

本市では、子ども・子育て支援施策の中心的役割を果たすものとして、「奈良市子どもに やさしいまちづくり条例(以下、「子ども条例」という。)」を平成27年4月に施行し、子 どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組むことをめざしています。

子ども条例第20条では、「市は子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。」と規定しており、その「子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策」については、子ども条例第19条において、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」(奈良市子ども・子育て支援事業計画。平成27年3月策定。)において定めることとしております。

子ども条例には、「子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長できること」さらには「子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めること」という大きな目的があります。また、「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」は、単なる少子化対策ではなく、「奈良市教育振興基本計画」や「男女共同参画計画」等の本市の他計画とも連動していますので、子ども条例及び子どもにやさしいまちづくりプランにおける目的を実現するためには、全庁的な連携・協力が必要であると考えます。

よって、奈良市全体で今後の子ども・子育て支援施策に取り組んでいくことを目的として「奈良市子ども・子育て支援推進本部」を設置しようとするものです。

2. 国の少子化対策 ~子育て支援から「子ども・子育て支援」へ~

国の施策に目を向けますと、平成2年の「1.57ショック」をきっかけに「子どもを生み育てやすい環境づくり」を目指し、「エンゼルプラン」の策定や、「次世代育成支援対策推進法」の制定等、様々な対策を講じてきたものの、平成17年には人口動態を取り始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数・合計特殊出生率ともに過去最低を記録しました。その後、取り組みが見直され、平成22年の閣議決定により「子ども・子育てビジョン」が策定されました。この「子ども・子育てビジョン」では、子どもが主人公(チルドレン・ファースト)であると位置付け、単なる「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換しており、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すこととなりました。さらに平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。この新制度は「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「待機児童解消に向けた保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とし、すべての子ども・子育て家庭を対象として、教育・保育、子育て支援に総合的に取り組んでいくこととしています。

このように国の施策の流れにおいても、子どもを生み育てる親が中心の支援から社会全体で子どもと子育て家庭の支援、つまり「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと流れが変化してきた中で、本市においては、平成20年9月に「奈良市少子化対策推進本部」を設置し、少子化対策推進のための企画、連携及び調整等を行ってきたものの、平成

23年度を最後に開催されていない状況です。

よって、この度、全庁的に今後の子ども・子育て支援施策に取り組んでいくことを目的 として「奈良市子ども・子育て支援推進本部」を設置することにより、従前の「奈良市少 子化対策推進本部」は廃止することとします。

3. 子ども・子育て支援推進本部の所掌事務

- (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援の推進にかかる関係部局間の連携及び調整に関すること。
- (3) その他、子ども・子育て支援に必要な事項に関すること。

奈良市子ども・子育て支援推進本部設置要領

(目的及び設置)

第1条 すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるようなまちの実現に向け、庁内関係部局間の連携を確保し、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(平成26年12月25日条例第51号)第20条の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの推進に関すること。
 - (2) 子ども・子育て支援の推進に係る関係部局間の連携及び調整に関すること。
 - (3) その他子ども・子育て支援に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、奈良市庁議規程(昭和40年奈良市訓令甲第5号)第3条に 規定する者(第2項及び第3項の者は除く。)をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、推進本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があ らかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

- 第6条 推進本部に、その所掌事務の細部にわたる事項について調査審議を 行わせるため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、子ども未来部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、子ども政策課長及び学校教育課長をもって充てる。
- 5 幹事は、幹事長が指名する主務課長をもって充てる。

(幹事会の運営)

- 第7条 幹事長は、会務を総括する。
- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する副幹事長がその職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。 (関係者の出席等)
- 第8条 本部長及び幹事長は、議題により必要な本部員又は幹事のみを招集 して会議を開き、また必要に応じ、本部員又は幹事以外の者の出席を求め て、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、子ども政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項 は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年12月25日から施行する。
 - (奈良市少子化対策推進本部設置要領の廃止)
- 2 奈良市少子化対策推進本部設置要領(平成20年9月29日施行)は、 廃止す

る。